「いじめ問題」への具体的な組織対応

学校・家庭・地域からのいじめに関する情報

《報告》

情報を得た教員

《報告》

担任

学年主任・生徒指導主任・学年生徒指導担当

教頭

《報告・連絡・相談》

校長

「いじめ防止等の対策委員会」

〇構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー※事案により柔軟に編成する

〇委員会の役割

・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、熟考、検証、修正

・いじめの相談、通報の窓口⇒　問題の明確化

・いじめに関する情報や問題行動に係る情報収集と調査、記録、情報の共有

〇具体的な指導・支援

・いじめを受けた生徒への支援

・いじめを行った生徒への指導

・いじめを行った集団への指導など

職員会議

学年会

☆重大事態の際の調査（関係生徒からの聞き取りなど）

☆関係機関との連携（教育委員会・警察・子ども家庭相談課・少年センターなど）

☆経過観察（関係生徒・保護者など）